

## J A山形市手数料優遇サービス規定

### 1 内容

「J A山形市手数料優遇サービス」(以下「当サービス」といいます。)は、山形市農業協同組合(以下「当組合」といいます。)所定の基準により金利・手数料・各種サービス等の優遇を提供するサービスです。

### 2 対象

対象は当組合とお取引のある個人の方に限ります(事業者の方、非居住者の方、任意団体は対象外とします)。

### 3 開始時期

本サービスは、当組合所定の日からサービスの提供を開始します。ただし、優遇の種類によっては、当組合所定の登録手続を行った日より提供開始となる場合があります。

### 4 優遇

- (1) 氏名、住所等に変更があったにもかかわらず、当組合所定の変更手続を行われていない場合は、特典が受けられないことがあります。
- (2) お客様の都合により当組合からの連絡を不要とされている場合は、特典が受けられないことがあります。
- (3) 優遇内容、優遇期間については次の通りとします。ただし、その他の優遇内容の詳細については店頭等でお知らせします。

優遇項目	優遇内容
A T M入出金手数料無料	当月25日から翌月24日のステージ適用期間に、提携A T M(※)において有料となる入出金取引を行った場合、5回まで手数料が無料となります。
個人I B振込手数料無料	当月25日から翌月24日のステージ適用期間に、個人I Bによる振込を行った場合、2回まで振込手数料が無料となります。

(※) 対象となるA T Mはローソン銀行、イーネット銀行、セブン銀行となります。

(※) 2021年9月25日から30日のご利用においては、M I C S提携行が無料の対象となります。なお、当該期間においては取引時に手数料が発生しますが、同11月初旬にキャッシュバックが行われることにより優遇が行われます。その場合、無料化回数として適用いたします。

### 5 変更・終了

- (1) 当組合の事情により事前に通知することなく、本サービスの内容(優遇内容、規定等)を変更、または本サービスを終了することがあります。
- (2) 次に定める場合には、事前に通知することなく一部または全ての優遇が受けられないことがあります。
  - ①お客様が当組合所定の規定・規約等を履行されない場合
  - ②お客様の都合により当組合からの連絡を不要とされている場合
  - ③すでに利用されているローンを延滞されている場合
  - ④契約者本人が亡くなった場合
  - ⑤金融情勢の変化、その他当組合が相応の事由があると判断した場合

## 6 免責事項

災害・事変等当組合の責めに帰すことが出来ない理由、または裁判所等公的機関の措置や法改正等やむを得ない理由により、得点や優遇の取扱いが遅延したり不能となった場合、それにより生じた損害について当組合は一切の責任を負いません。

令和3年9月25日現在